

## 70～74歳の方の窓口負担が見直されました

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされておりました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日に70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

### ●平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月から**医療費の窓口負担が2割になります**

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

【対象者】 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方  
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

【2割となる時期】

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から  
(例) 平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、  
5月の診療から2割負担になります。

【ご注意】 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です



### ●平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の**窓口負担は1割のまま変わりません**

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

【対象者】 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方  
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

【ご注意】 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

